

全国地理教育学会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、全国地理教育学会 略称：全地教 と称する。

第2条 本会の英文名称は、The Japan Association for Geographical Education 略称：JAGE とする。

第2章 目的および事業

(目的)

第3条 本会は、設立趣旨をふまえて真に地理教育を専門とする学会として、地理教育の理論的・実践的研究を推進し、地理教育学の確立を図り、わが国の地理教育の充実・発展・普及に寄与するものである。特に、実践的研究の充実に重点を置き活動を推進することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、その目的を達成するため、以下の事業をおこなう。

- (1) 学術上の研究調査。
- (2) 年1回以上の研究発表会・学術講演会等の開催。
- (3) 例会および巡検等の開催。
- (4) 会誌「地理教育研究」 Journal of Geographical Education およびその他出版物の刊行。
- (5) 研究の奨励および研究業績の表彰。
- (6) 国内・外の関連学術団体等との連絡および協力。
- (7) その他本会の目的を達成するために必要な事業。

第3章 会員

(定義・種別)

第5条 本会の目的に賛同するものをもって構成する。

第6条 種別は、会員、購読会員、賛助会員、名誉会員とする。

第7条 名誉会員については別に定める。

(入会)

第8条 会員になろうとするものは、入会申込書を会長に提出し、常任幹事会の承認を受けなければならない。(但し、名誉会員から推薦された者は、入会の手続きを要せず、本人の承諾をもって会員となるものとする。)

(会費)

第9条 会員は、次に定める会費を納入するものとする。但し、既納の会費はいかなる

理由があっても返還しない。

第 10 条 会費は、会員・購読会員 4,000 円（但し、学生会員 院生・学部生 3,000 円）、賛助会員 1 口 10,000 円以上とする。名誉会員は、会費の納入を要しない。

（特典）

第 11 条 会員は、会誌「地理教育研究」の配布を受け、各種事業に参加することができる。

第 4 章 組織および活動

（役員）

第 12 条 本会に次の役員をおく。

- | | |
|----------|--------|
| 1. 会長 | 1 名 |
| 2. 副会長 | 2 名 |
| 3. 常任幹事長 | 2 名 |
| 4. 常任幹事 | 10 名程度 |
| 5. 幹事 | 15 名程度 |
| 6. 評議員 | 30 名程度 |
| 7. 監査 | 2 名 |

（選出方法）

第 13 条 役員は次のようにして決定する。

- (1) 会長は、常任委員会において推薦し、総会において承認する。
- (2) 副会長は、会長が指名する。
- (3) 常任幹事および幹事は、会長が委嘱し、総会において承認する。
- (4) 常任幹事長は、常任幹事の中から会長が指名する。
- (5) 評議員は、常任幹事会において選出し、総会において承認する。
- (6) 監査は、常任幹事会において選出し、総会において承認する。

（総会）

第 14 条 総会は年 1 回とし、会長がこれを招集する。ただし、臨時総会を開くことができる。

（会長）

第 15 条 会務を統括し、本会を代表する。

第 16 条 常任幹事会および幹事会を開催し、評議員会を招集する。

（副会長）

第 17 条 会長を補佐し、会長に事故ある時は会長の任務を代行する。

（常任幹事長）

第 18 条 常任幹事長は、会長を補佐し、常任幹事会および幹事会、評議員会・総会の司会を担当する。

(常任幹事)

第 19 条 常任幹事は、常任幹事会を組織し、会長を補佐し、会務を遂行する。

(幹 事)

第 20 条 幹事は、常任幹事会を補佐し、事務的業務を遂行する。

(評議員)

第 21 条 評議員会は、評議員、常任幹事、幹事をもって構成し、会務の主要事項を協議する。

(監 査)

第 22 条 監査は、本会の会計および会務の運営を監査し、総会においてその結果を報告する。

(委員会)

第 23 条 本会の運営を効率的に行うため、次の専門委員会を設ける。

(1) 編集委員会

(2) 大会委員会

(3) 例会委員会

(4) 巡検委員会

(5) 情報委員会

(6) 会計委員会

(7) 庶務委員会

(8) その他の委員会

第 24 条 各専門委員会の委員は、常任幹事・幹事をもって充て、各委員会の委員長は常任幹事があたる。

(任 期)

第 25 条 役員の任期は 2 ヶ年とし、重任を妨げない。

第 5 章 その他

(会 計)

第 26 条 本会の経費は、会費、寄付金、その他の収入をもって充てる。

(年 度)

第 27 条 本会の年度は 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(会則の改定)

第 28 条 本会の会則を改定するには、総会において出席会員の 3 分の 2 以上の同意を必要とする。

(その他の規定)

第 29 条 本会の運営等および選挙に関する細則は、常任幹事会で定める。

付 則

1. 本会則は、2007（平成 19）年 4 月 1 日より、施行する。
2. 学会発足時に限り、第 12 条の役員決定は次のように行う。
役員は全て、設立準備委員会において選出し、総会において承認する。

以 上

2007.11.25.承認

全国地理教育学会細則

（賛助会員）

1. 賛助会員とは、本学会を理解し、後援する団体・企業・個人を言う。
2. 会費は、1 口 10,000 円とし、何口でも可とする。
3. 賛助会員は会員と同等の権利を有する。会誌「地理教育研究」の配布を受け、各種事業に参加することができる。
4. その他については、必要に応じて定める。

（広告規定）

1. 広告は、「学会誌」及び「大会発表要旨」、その他出版物に掲載することが出来る。
2. サイズは、1 ページ（A4 版）のものと、半ページ（A5 版）のものと、1/4 ページ（A4 版）がある。
3. それぞれ料金は、1 ページの場合 20,000 円、半ページの場合 10,000 円、1/4 ページの場合 5,000 円とする。
4. 版下は、広告を依頼する団体・企業等の裁量に任せる。
5. 委託された場合は、依頼主と相談しながらレイアウトを行う。
6. その他については、必要に応じて定める。

（出展規定）

1. 1 ブース 1 日につき 10,000 円の使用料を徴収することが出来る。
2. その他については、必要に応じて定める。

2007.11.25.承認

全国地理教育学会内規 - 研究委員会

- 1 . 全国地理教育学会のなかに、会則 28 条（8）の規定に基づいて専門委員会として研究委員会を設ける。
- 2 . 研究委員会の委員長は、常任幹事長があたる。当面の研究委員会のなかに、以下の研究委員会を設置する。
 - （1）地理教育巡検研究小委員会
 - （2）地誌学習研究小委員会
 - （3）主題学習研究小委員会
 - （4）一貫カリキュラム研究小委員会
 - （5）地理歴史科研究小委員会
 - （6）その他の研究小委員会